

---

## 第5期第6回練馬区地域福祉計画推進委員会

- 1 日時 令和6年7月30日（火）午後6時～午後8時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 **【委員】**  
今井委員、浦嶋委員、大竹委員、岡本委員、木内委員、佐久間委員、佐藤委員、庄司委員（山本委員代理）、田中委員、千葉委員、中島委員、的野委員、森委員、二葉委員、山崎委員、渡邊委員（以上16名）  
**【区出席者】**  
福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長、地域福祉係長、ひと・まちづくり推進係長、福祉のまちづくり係長、福祉・防災システム係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題  
(1) 意見交換  
施策2「誰もが安心して生活できる環境を整える」

○委員長 定刻になりましたので、第5期第6回地域福祉計画推進委員会を開催いたします。暑い日が続き熱中症アラートが毎日のように出ています。十文字学園女子大学は昨日で授業が終わり、これからは実習にいろいろと伺わせていただくこととなります。練馬区や、練馬区内の事業者にも多くの実習生をお願いすることになっていきますので、面倒をみていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席状況、また今回の情報公開と傍聴の方について御報告をお願いします。

○事務局 委員の出席状況について御報告いたします。現在16名の委員に出席をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。また、会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

○委員長 今回から、練馬区老人クラブ連合会の山崎委員にご参加いただくことになりましたので、自己紹介をお願いします。

○委員 この5月に練馬区老人クラブ連合会の会長に選出されました。何もわかりませんが、どうぞよろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、本日の議題に入る前に、配付資料の確認をお願いします。

○事務局 （資料確認）

○委員長 それでは、議題に入りたいと思います。次第2の「意見交換 施策2『誰もが

安心して生活できる環境を整える』についてですが、前回の推進委員会から、施策1と2の体系について一部修正したとのことですので、改めて施策体系の説明をしていただき、その後施策2の内容の説明をお願いします。

なお、前回までは委員からの質問に区の職員が答えるといった形が多かったようですが、今回は時間も十分にありますので、委員の中で議論をしていただけないでしょうか。委員には、区民の代表の方も、各分野で活躍されている方も参加されていますので、このようにしたらいいのではといった意見をいただき、話し合っていきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1「次期練馬区地域福祉計画における施策体系案（施策1・2）」を御覧ください。

6月の親会で説明した内容から、施策2に3つ事業を追加したいと考えています。右側の下のオレンジの表をご覧ください。

事業番号13「虐待の未然防止のための体制整備」

事業番号14「自殺・薬物依存対策の推進」

事業番号19「共生型サービスの整備」

の3事業です。これらの事業は、国の地域福祉計画策定ガイドラインの中でも、高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項として計画に盛り込むものとされています。また、薬物依存については、再犯防止推進のため取り組むものとして、昨年度行われた再犯防止推進検討会の中でも意見をいただいた取組です。これらの事項について、各分野が連携しながら効果的に事業に取り組んでいけるよう、改めて次期計画に項目立てていきたいと考えています。

続いて、資料2-2「施策の方向性（案）について」を御覧ください。

今回は施策2「誰もが安心して生活できる環境を整える」の案に対して御意見をいただき、区長への提言としてまとめていきたいと思えます。

#### 4年間の目標

「様々な悩みや課題を抱える世帯に対応するため、関係機関が連携して誰もが安心して生活できる環境を整えます」

#### 現状と課題

- ・高齢福祉、障害福祉、児童福祉等の分野ごとでは対応が難しい複合的な課題を抱えている世帯が、社会的に孤立しないよう、各相談機関が、縦割りを超えて連携して支援することが必要です。
- ・再犯防止に関する課題として、刑務所出所者等の中には、住まい、仕事、薬物依存、孤独で相談相手がない等の生きづらさがハードルとなり、再犯再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、福祉的な支援を行い、再犯防止を推進していくことが必要です。
- ・福祉人材の確保について、福祉人材の質や量を充実し、福祉サービスを安定的に提供できるようにするため、事業者や職員への支援が必要です。
- ・福祉サービス事業者に対する指導検査に関する課題として、事業者が質の高いサービスを提供し、区民が安心してサービスを利用できるよう、効率的・効果的な指導を実

施していくことが必要です。

- ・災害時の要支援者対策について、区では、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成を行っています。この名簿や計画の認知度を高めるとともに、災害時に円滑な避難ができるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築することが必要です。

これらの課題を解決するため、2ページから今後の取組を記載しています。

<取組項目1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する>

「取組の方向性」

子育て中の悩みがある方、介護が必要な方、障害のある方、生活困窮者やひきこもり、ダブルケアや8050問題を抱えている方、虐待やヤングケアラー、薬物依存等、地域には、さまざまな悩みや課題を抱えた世帯があり、中には適切な相談機関につながらず、本人が気づかないうちに孤独・孤立となり、状態が深刻化しているケースがあります。

こうした世帯を支援するため、縦割りではなく、各分野の相談機関の連携を図ることで、一人ひとりの特性に応じた支援体制づくりを進めます。

また支援が必要とされる、刑務所出所者に対して、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供を行い、再犯防止に取り組みます。

「取組事業」

(1) 福祉・保健関係機関の連携強化 事業番号11

区の各相談窓口では、相談内容が複合的で担当以外の相談が含まれた場合でも、一度すべての相談を受け止め、適切な機関につないでいます。

支援機関同士で調整が困難なケースは、生活福祉課連携推進担当がコーディネーターとなり、支援機関を集め、ケース検討会議を行います。支援の方向性や支援機関の役割を決め、支援プランを作成し、そのプランに基づき連携しながら支援していきます。

(2) アウトリーチ支援の充実 事業番号12

アウトリーチとは「外に手を伸ばす」という意味があり、情報・支援を支援者側から積極的に届けていく取組を指します。

区は、重度障害児や高齢者等への訪問相談を実施していくとともに、自分から助けを求めたり、相談したりすることが難しい人を、状態が深刻化する前に早期発見するため、個別訪問し支援につなげていきます。

次ページにアウトリーチ事業の、特に個別訪問を実施している事業を中心に一覧にしています。

【改めて追加した事業】

「複合的な課題を抱える世帯への支援」

練馬ボランティア地域福祉推進センターの地域福祉コーディネーターの取組として、ひきこもり・8050問題等複合的な課題を抱えながら支援が行き届いていない世帯を個別訪問する事業です。

「ヤングケアラー」

ヤングケアラーの可能性のある児童生徒を、小・中学校のアンケートや関係機関のチェックシートを活用し早期発見するとともに、こども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーターが支援につなぐ事業です。

「高齢者世帯の生活」

地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターの取組として、高齢者と地域活動をつなぐ事業です。

「ひとり親家庭の生活」

ひとり親家庭向けの家庭訪問型学習支援事業は、自宅に学習支援員を派遣し、学習習慣や基礎学力の定着を図るとともに、子どもや保護者の悩み相談を行う事業です。

その他、出産・子育てや障害、教育等の分野で実施している個別訪問事業を掲載しています。

(3) 虐待の未然防止のための体制整備 **事業番号13**

虐待の防止・早期発見・早期対応に向けて、相談体制の充実や関係機関・関係者との連携を強化していきます。また虐待に関する基礎的知識の普及や理解促進を図っていきます。

6月には、東京都練馬児童相談所が開設され、都との連携を深め、児童相談体制を強化します。

(4) 自殺・薬物依存対策の推進 **事業番号14**

自殺対策としては、NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等による情報発信、区内経営者向けメンタルヘルスケア講座や若年者・教員・区職員・相談員等に向けたゲートキーパー養成講座を実施していきます。

また、順天堂練馬病院と連携し、自殺未遂者や家族の相談に応じます。

薬物依存を抱える方に対しては、精神科医師等による相談を実施し、都立中部総合精神保健福祉センターやマック、ダルク等の民間事業所につなぎ、継続した支援を行います。

(5) 生活困窮者への支援体制の強化 **事業番号15**

生活保護受給世帯への支援としては、適切なケースワーカーの人員確保や、4つの重点項目に取り組んでいきます。

また、生活保護に至る前の段階での早期自立を支援するため、生活サポートセンターを拠点として生活困窮者自立支援事業を実施しています。生活サポートセンターでは、相談者の自宅に出向き相談を受ける事業やオンライン相談等さまざまな形で相談業務を行います。また、石神井再開発ビル内に生活サポートセンターを新たに設置します。

(6) 就労支援の充実 **事業番号16**

生活保護受給世帯への就労支援としては、「就労応援ねりま」を設置し、ハローワークと連携した支援や、就労サポーターによる支援を行っています。

また、「あすはステーション」での就労準備支援事業の実施、および同施設の増設を予定しています。

若者に対しては、「ねりま若者サポートステーション」において、ひきこもり状態にある方を対象としたセミナーを行う等プログラムを充実していきます。

障害者への支援としては、「レインボーワーク」の体制を強化し、介護者が通勤や勤務中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。また農福連携の取組について、農業者と連携し取組を検討していきます。

(7) 住まい確保支援事業の充実 **事業番号17**

住宅確保に困難を要する方が円滑に入居できるよう、住まい確保支援事業を実施しています。

情報提供のみでは、確保が困難な方には、居住支援法人への委託により伴走型支援を実施しています。

居住支援協議会では、事業の課題や運営方法について協議するなど、事業の充実に向けて取り組みます。

また、触法障害者を受け入れ、社会復帰のための支援を行っているグループホームに人件費の一部を補助しています。

<取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する>

「取組の方向性」

質の高いサービスの提供のため、担い手に対する支援の充実や高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスを整備していきます。また、質の向上のため、苦情調整委員制度の周知や東京都福祉サービス第三者評価の受審支援を進めていきます。

「取組事業」

(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進 **事業番号18**

質・量両面の充実が求められています。

保育分野では、研修内容の充実やハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国の対象外となっている職員への処遇改善給付等を行い、人材の確保を支援します。

介護分野では、令和7年4月開校予定の光が丘福祉専門学校の学生の卒業後の就職について事業者とのマッチングを支援します。

その他、資格取得費用の助成や練馬福祉人材育成研修センターによる研修を引き続き実施します。

(2) 共生型サービスの整備 **事業番号19**

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特養老人ホームの空床を利用して、共生型サービスを活用したショートステイを実施しています。またその運営状況を検証し拡大していきます。

(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実 **事業番号20**

サービスの質の確保や給付費等の適性化を図るため、事業者の指導検査を実施しています。また、事業者の適正な運営を促し、区民が安心してサービスを選択できるよう指導検査の結果を公表しています。

公認会計士資格を持つ会計専門員を活用し、会計処理の支援や経営のアドバイス

を行います。

また、災害時の業務継続計画の策定、感染症予防対策、身体拘束の適正化、虐待防止の措置等、区民の生命身体に直結する取組を重点的に事業者に周知、指導します。

(4) 保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知 事業番号21

サービス利用者の利益を保護し、権利を擁護することを目的に、第三者機関である苦情調整委員制度を設けています。

相談しやすい仕組みの検討や制度の周知に引き続き取り組み、区民からの苦情について公正中立な立場で区や事業者を調査し、制度を通じて質の向上を図ります。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審 事業番号22

サービスの透明性と質の向上を図るため、東京都福祉サービス第三者評価の受審支援を行います。

(今後の追記予定事項)

- ・評価結果については、ホームページ上で公表されており、サービスの内容の見える化が図られています。
- ・区では、東京都の補助対象となっていない事業者に対して受審費用の助成を行っています。

<取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する>

「取組の方向性」

災害時に自力で避難することが難しい方について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成し、これらを活用した訓練を実施します。

避難拠点での生活が困難な要介護高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の拡充に取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携し、発災時のボランティア受け入れ体制を整えます。

「取組事業」

(1) 避難行動要支援者対策の推進 事業番号23

避難行動要支援者名簿の情報を年2回更新しています。「どこへ」「だれと」避難するか明確にする個別避難計画を作成しています。

避難行動要支援者に対しては、感震ブレイカーの設置や家具転倒防止対策などの地震・火災対策の周知・啓発を行っています。

また、避難行動要支援者のみ世帯には、感震ブレイカーの無償貸与と取付支援、家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

(2) 福祉避難所の拡充 事業番号24

区では、小・中学校を避難拠点として指定し、受け入れ体制を構築しています。また、区内デイサービスセンター等の高齢者施設や福祉園などの障害者施設の計51か所を福祉避難所に指定しています。引き続き福祉避難所の確保に向けて、事業者と協議を進め、指定した施設には、備蓄物資や無線機を配備します。また、福祉避難所への直接避難を検討します。

(3) 災害ボランティアセンターの運営 事業番号25

大規模な災害が起きたとき、困りごとの受付、ボランティアの受け入れ、情報の収集と発信を行う災害ボランティアセンターを、区の要請により社会福祉協議会が運営します。

ボランティアセンターの立ち上げ訓練などを通して、災害に備えた地域の関係づくりの充実を図っていきます。

一部訂正があります。7ページの「(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実 **事業番号20**」の下から2行目に「身体拘束等の適正化」とありますが、正しくは「身体拘束の廃止」となります。

**○委員長** ありがとうございます。

大変なボリュームで、「誰もが安心して生活できる環境を整える」という施策について、個別のサービス等も含めていろいろな説明がありました。区切りながら御意見を伺っていききたいと思います。

まず、＜取組項目1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する＞（2～5ページ）のところで、御意見御質問等がございましたらお願いします。

**○委員** 地域包括支援センターと高齢者支援課の連携はどうなっているのでしょうか。練馬区で補聴器に対して助成が出るということで、「街かどケアカフェ」でも高額のため躊躇されていた方で申請した方がいます。地域の高齢者がまず足を運べるのは最寄りの地域包括支援センターですが、センターで区への申請をお願いして2週間経っても何の音沙汰もなかったそうです。私が間に入り、区と連絡を取り、さらに2、3週間かかるとのことでした。時間がかかるのは仕方ないとしても、このように高齢者が迷われてしまう事例があるため、窓口はただ紹介するのではなく、どのくらい時間がかかるか等の説明していただけるようお願いします。これからこのような問い合わせが増えると思われま。

**○委員長** 地域包括支援センターではどのように説明し、来た方とどのようにやり取りしているのかおわかりでしょうか。

**○委員** マニュアルやフローチャートに沿って説明しており、期間についてはその時のタイミングによって異なるため明確には言えない時もあります。区に直接聞ける方には聞いていただき、できない場合にはこちらで確認しお伝えするようにしています。

**○高齢者支援課長** 補聴器に関しては、今回7月から上限を引き上げたため、たくさんの問い合わせや申し込みをいただいています。地域包括支援センターとは混雑状況等の情報を共有し、連携しながら進めていきたいと思っています。御心配をおかけして申し訳ありませんでした。

**○委員長** 地域包括支援センターは、高齢者支援課だけではなくいろいろな課から区民に情報を提供してほしいとの依頼が来ますが、センターでは理解して伝えているのでしょうか。そのあたりのことは、現場ではどうなっているのですか。

**○委員** 地域包括支援センターは、補聴器の助成や物忘れ検診等、いろいろな事業の窓口になっています。すべての手順を覚えられればいいのですが、やはりそれは難しいため、区から指示してきているマニュアルを確認しながらやっています。時間がかかるようであれば、確認してから折り返すようにしていますが、その時々により状況が変わり、間違いがないようにお伝えするためお待たせしてしまうこともあります。

○委員長 総合相談窓口的機能を持っていますから、高齢者の施策は給付系のものがプラスされてきており、その窓口がすべて地域包括支援センターになっています。便利にはなっていくのですが、職員がしっかり理解できるような体制がとられるといいと思います。

○高齢者支援課長 高齢者に関するいろいろな事業が増えていたり変わっていたりすることが多いと思います。できる限り現場や区民に混乱が起らないように、わかりやすい周知に取り組んでいきたいと思います。

○委員 4ページの「(3) 虐待の未然防止のための体制整備 事業番号13」について、虐待関係の相談支援体制として今年6月に東京都練馬児童相談所が開設されたとありますが、児童相談所と児童養護施設の連携の困難さについての話題が現場で挙がっています。まず、児童相談所の子どもの担当である児童福祉司となかなか連絡が取れません。児童養護施設に来られる児童福祉司と打ち合わせや相談をし、その後児童福祉司が来られますが、話の内容が共有されていないのではないかと思います。そういったところで、子どもの支援等が円滑に進まない難しさを現場では感じています。あるケースでは、家庭復帰という形で元の家族ではなく親族との交流を進めていきましたが、担当していた児童福祉司が途中で変わり、新しい担当の児童福祉司と会ったことのない親族には一度面会をやめるようにとの指示が出ました。その後親族と児童福祉司とのスケジュールがなかなか合わず、子どもと親族が長い間会えなくなり支援が止まってしまったことがありました。連携については施設内での情報共有も難しさはあり、外部との共有もあると思います。相談所の体制としては担当者不足もあり、一人の担当者が抱えるケースがあまりにも多くなかなか手が回らないということも聞いています。平成28年の児童福祉法の改正により、特別区の児童相談所が増え、新しい施設において今話をあてはめるのは正しくはないかもしれませんが、こういった事例もありますので、情報を共有しながら進めていってほしいと思います。新しい児童相談所は子ども家庭支援センターが併設されているようなので物理的な距離が近いこともあり、緊密な連携を深めていくということを求めていきたいと思います。

○委員 センターでも、区の直営の担当者との連携が難しいことは常々言われています。「(3) 虐待の未然防止のための体制整備 事業番号13」の説明に「連携を強化していきます」とありますが、具体的な施策について区民にわかりやすく伝えてほしいと思います。また、事業者としては、決められた予算もあるため、何人まで受け入れられるかといった部分についても考えていただきたいです。

また、3～4行目に「区民一人ひとりに虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進を図ります」とありますが、何のために図るのが明確になっていないため、一般の方が見た場合、通報をする等の厳しい論調につながってしまうのではないかと心配になりました。「(4) 自殺・薬物依存対策の推進」の説明には「支援」という言葉が入っているため、区民のみなさんと一緒にこうした問題を抱えている家庭を支援していくといったイメージの言葉になると、受け入れられやすいのではないのでしょうか。

「街かどケアカフェ」等に來ている高齢者に協力をお願いしたいような事例がありました。生後6日の赤ん坊を連れて退院の挨拶に來た方が、子育ての広場で1、2時間遊んで歸られたのですが、これから義理の父母と一緒に回転寿司店に行くことでした。生

後6日の子どもを連れて回転寿司店に行くということが、私たちの「普通」からかけ離れているにもかかわらず、それが認識されていないという問題が非常に大きいと事業所内で話しました。本人たちにとってはそれが普通だと思っており、世代間の問題が現れています。世代間の問題はボーダーであればあるほど認識されづらく、「基本的知識の普及や正しい理解の促進」によりどのように進めていくのでしょうか。上の世代が自分たちのやってきた方法を伝えても、今子育てをしている世代にとっては非常に批判的に響いてしまいます。これについてどうしたらいいのかを「街かどケアカフェ」等を行っている方に伺ってみたいと思います。

**○委員長** 大きく2つの話をいただきました。子ども家庭支援センターと児童相談所の連携を密にするには具体的にどうしていくか、どういうことが密であり連携が取れていると言えるのかということです。これはとても大きな課題です。特別区23区に限らず、政令指定都市以外では県が児童相談所をつくります。一時的には市町村が虐待には対応し、法的に保護する等の措置をする際には児童相談所がかかわってきますが、保護するかどうか等の感覚がずれてきている感じがします。そのずれが、「基本的知識の普及」をどのように理解していただくかということにつながり、支援者側にも理解してほしいということでもあると思います。

**○福祉部長** 子ども家庭支援センターや児童相談所について、特別区が児童相談所を設置できるようになった後、練馬区は寄り添い型支援の市区町村や強い権力を持った広域的な支援について、東京都との連携を強化することが重要だと考えています。今回、子ども家庭支援センターと児童相談所が同一建物に入ったことで、スピード感が高まったと思います。今までは、泣き声通報があってもかなりの時間が経ってから行っていました。児童相談所は人手が足りず、泣き声通報や面前DV等の通報が入ってきた際には、身近な地域の子ども家庭支援センターがすぐに駆けつけて確認するといった逆送致のようなこともできてきたため、同一建物に入ったことでスピード感を持ちながらその場で議論をして、措置するのかどうか、誰が見守りをするのかを含め話し合っただけで進めることができ、連携が密になったと思います。

また、「基本的知識の普及や正しい理解」については、虐待は虐待の意識を持ってやる人もいますが、虐待ではなくしつけだと思っている人もいます。虐待についての知識や理解が進まないことで、やっていることに対して正当化をしたり継続してやったりするということがあります。これに対しては、高齢者や子ども、障害者についても同様に、やっていることは虐待であり、受けた方はこんな傷を負うということも含めて理解していただかないと、虐待そのものがなくなっていくという意味で、「虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解の促進」という記載が出てきたと考えています。区民の方がこれを読んだ時に伝わるような言い回しが必要ですので、皆様の意見を聞きながら記載していきたいと思います。

**○委員長** この問題は、難しいとずっと言ってきた永遠の課題でもあります。練馬区では、児童相談所、子ども家庭支援センター、東京都と、役割をしっかりと分担しながらも連携してやっていくことに一歩踏み出したわけですね。大田区も似たような形で進めていくようです。区独自で児童相談所を設置する区と、区と都が役割分担していく区とがあるわけ

ですが、今後どのように展開されていくのか。練馬区にはトップランナーとして走っていただき、この課題を示したいと思います。

**○委員** 資料2-1より、現行計画の事業番号16「ひきこもり・8050問題への支援の充実」が、次期計画では事業番号11「福祉・保健関係機関の連携強化」に網羅されていくということですが、事業の説明にはひきこもりや8050問題の記載がありません。おそらく、取組項目1の説明で記載されているということなのでしょうが、だいぶ薄まった感がありますのでその意図をお伺いします。

また、重層的支援体制整備事業と再犯防止推進計画を次期計画の中で包含していくということですが、おそらく各事業に分散されていると思われます。その辺の見せ方や捉え方をどのようにお考えでしょうか。

**○委員長** 薄くなっているというのは、何が薄くなっているのですか。

**○委員** 現行計画では事業番号16の項目として「ひきこもり・8050問題」が記載されていたものが次期計画では表現されなくなったのと、矢印の先の次期計画の事業番号11ではひきこもりや8050問題とは明記されていないので理由をお聞きしたいと思いました。

**○委員長** 体系図の説明をお願いします。重層的支援体制整備事業を全体的に包含されているとのことですが、どのように見せるのですか。

**○福祉部管理課長** 薄まった感については、複合的な課題については、ひきこもりや8050問題だけではないため、それらを包含していくということでこのような表現にしましたが、委員の意見も伺いながら、ひきこもりや8050問題を明記したほうがいいのか検討したいと思います。

また重層的支援体制整備事業の見せ方については、今日は用意できなかったのですが、施策内容のページとは別に、重層的支援体制整備事業をまとめたページを入れ込んだ計画を、次回の委員会で提示できるように準備しているところです。

**○委員** 再犯防止推進計画についても同様ですか。

**○福祉部管理課長** 今のところ再犯防止推進計画については重層的支援体制整備事業と同じようには考えていませんが、何らかの形で計画の中で表現していきたいと考えています。

**○委員長** 見せ方についてはひと工夫必要かと思います。検討をよろしくをお願いします。

**○委員** 地域福祉コーディネーターの数が増えてきているようですが、障害者にとってはどのように地域福祉コーディネーターは接してくださるのでしょうか。差別や人権無視といったことは障害を負ってからずっと受けているもので、急に始まったわけではありません。そういった中で、地域福祉コーディネーターがどのように地域福祉をつくっていき、区民との接点をどのようにつくっていかようとしているのかが、記載内容からはわかりません。心のバリアフリーのようなことを言っているのでしょうか。どのように考えたらコーディネーターとしての役目が果たせるのでしょうか。

**○委員** 委員には、地域の方とつながる場面で、障害の中で生きづらさを抱えていることをお話していただき、これまで障害のある方と関わりのなかった方にも理解していただくことに御協力をいただいています。例えば、災害に関する取組事業の中でも委員から災害時に困ったことの話をしていただき、そういった話を聞くという経験により視覚障害の方の困っていることを知り理解を広めていることが一つの取組であると思います。

○生活福祉課長 改めて3ページの取組項目1のアウトリーチ支援の事業一覧を見ると、障害者に関するものがないと思いました。今まで障害・介護・高齢・子ども子育て等のいろいろな相談窓口をつくってきましたが、制度の狭間に落ちてしまい既存の相談にはつながらない人たちが数多くいました。どこに相談に行ってもいいかわからない悩みを抱えている方たちの相談窓口として、地域福祉コーディネーターを設けました。その中でひきこもりや8050問題等はつながりにくい方が多いため、例として事業一覧には挙げています。コーディネーターに抱えている悩みを相談していただければ、各支援窓口につながる等の支援をしていきたいと考えています。既存の窓口ではつながりづらい方々を一人でも多く救っていききたいということで設置したものです。

○委員 地域福祉コーディネーターというからわかりづらいのではないのでしょうか。地域社会の井戸端会議の世話焼き係のような存在ではないのでしょうか。地域の状況を普段から知り尽くしており、問題があればしかるべきところに連絡するという役割が地域福祉コーディネーターだと理解しています。

○副委員長 コーディネーターという言葉を使うかどうかという問題もありますが、今都内では地域福祉コーディネーターもしくはコミュニティソーシャルワーカーという人がつなぎ役になることが定着してきており、都内では600名弱の地域福祉コーディネーターが配置されており、かなり進展してきています。

私からお聞きしたいのですが、23区を見ると総合相談という形態をとっている区がいくつかあり、さまざまな複合的な課題を、例えば地域包括支援センターのような所で、子どもから高齢者までの相談を一緒に受けるようなスタイルをとっているところがありますが、練馬では、各課ですべての内容を受け止めるということです。その場合、複合的な課題が来たときに、各課が集まりカンファレンスするような仕組みがつかれるかということが重要だと思いますが、その機能を生活福祉課が行うということではよろしいですか。その際、生活福祉課が声掛けをしたら各課が人を出し、カンファレンスが適切に行われるかどうかという会議体や協議体の部分が重要になるのです。かつてここには重層的支援体制整備事業のイメージ図があったと思いますが、今回は記載がありません。入れるとすると2ページの事業番号11のところになると思います。難しいケースが来た時に適切に対応ができるかどうかということが地域福祉計画としては重要であるため、ここをもう少し説明していただきたいです。

○生活福祉課長 重層的支援体制整備事業の計画と、本日配布した資料2-2はかなり密接な関連があり、この資料だけでは重層的支援体制整備事業の肝になるような記載が薄いのではないかという御指摘はその通りだと思います。重層的支援体制整備事業の計画を示す際に、複合的な課題を抱えた方に対し区としては連携してどう取り組むのかについて議論していただきたいと思います。困難な課題を抱えている方に対し、皆がいろいろ関わっていても一定の方向を向いていないという時の調整機能を、区の直営がやったほうがいいのかということでスタートしています。自治体によっては社会福祉協議会がやっているところもあります。区が担当してよかったのは、これまでも福祉事務所や保健相談所といった区の機関に動いてほしいと要請されることが結構あり、民間事業者である社会福祉協議会が調整するよりも区が担当したほうが、全体を見渡し要請し、それに対して耳を傾けて

きたということで、効果はあったと思います。今後もその方向で社会福祉協議会と連携しながら進めていきたいと考えています。

**○副委員長** いわゆる直営型で、相談支援包括化推進員の機能を生活福祉課が担うということだと思います。心配なのは、例えば担当課で非常に難しいケースを受けた時に、そのバックアップ体制があるかということです。相談を受けても解決できないまま大変な状況になってしまうと、その担当職員はつぶれてしまいます。適切に、生活福祉課の連携推進担当につながり、児童福祉の部署や障害福祉の部署等と一緒にカンファレンスできる体制がとれることが大事です。

**○生活福祉課長** これまでも1つの所で抱え込んでしまい前に進まない際、連携によって他の機関が抱え込んでいる部分を支援することで流れたケースもありました。また、上司がリーダーシップを発揮して課題が解決したこともありました。その辺の人の見立て等、誰を呼ぶかということも直営として役割を果たしていけるとよりいいと思いますので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

**○委員長** 重層的支援体制整備事業の会議の役割は、支援者を支援するという体制である、支援者たちのプラットフォーム化をするということで大変重要です。支援者が孤立しないように「支援者の輪」をつくっていくということは、練馬区のいいところであると思いますので、文章の中にぜひ入れていただきたいと思います。

それではく取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する>（6～7ページ）について、御意見御質問をいただきたいと思います。

**○委員** 7ページの「(5) 福祉サービス第三者評価の受審 事業番号22」の説明は3行しかありませんが、具体的にどのような支援をされるのでしょうか。東京都の補助対象となっていない事業者に対して受審費用の助成をされるとのことですが、他のサポートはないのですか。受審するだけでなく、受審後によくはない結果が出た場合のフォロー等を含めての支援はあるのでしょうか。

**○福祉部管理課長** 基本的には受審の支援がメインです。その後のフォローについては、事業者から相談があった時にどういうことができるのか、御意見を踏まえ考えていきたいと思っています。

**○委員長** 第三者評価を受けられた方はいらっしゃいますか。

**○委員** 「NPO法人手をつなご」では、今年度、保育園事業を廃止してしまいました。受審を考えたことはありますが、受審したことはありません。考えた時には、補助があるとはいえ金銭的にかなり高額で、事業を改善していく上では必要であると十分認識していましたが、小さい事業者にとっては手が出ませんでした。

**○委員長** そういう実態もあるということですね。

**○委員** 6ページの「(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進 事業番号18」については、家賃補助や処遇改善といった対応が非常に有効だと思います。私自身もその対象で、こういった自治体の努力に支えられて人材は確保されていくと思います。別の区の私立保育所での平均年収の資料を持っていますが、高いところと低いところの平均年収の差が300万円もありました。人件費率が高いから、これが正しいというわけではありませんが、処遇改善の補助金が適切に使われているかということが、事業番号20にもあるように問題にな

ってくると思います。練馬区で、閉業した介護サービスの施設がありましたが、補助申請が出されていなかったため非常に賃金が低かったということがあったそうです。補助金申請の手続きもわからなかったらしいです。健全な運営がされていくことが福祉サービスを明るくしていくことになるため、指導検査の内容や運営状況を見ていただきながら、運営経営が適切になっていってほしいと思います。

**○委員長** なかなか難しいですね。福祉サービスの担い手がどんどん行政から民間に移っている中で、経営的に厳しい所をどこかでキャッチし、そこに対する支援をどうするか難しい現状です。

**○委員** 昨年まで保育園を運営しており、処遇改善も行いました。多角的な事業を行っている、ある部分には処遇改善のお金が非常に出ているけれど、その他の部分には出ていないということがわかります。例えば、受託事業としての子ども家庭支援センターについては委託費としてのお金がおりにくるため、給料に差が出てしまいます。結果的に私どもでは処遇改善を十分に使い切ることができず、年収に100万、200万の差が出てしまいました。保育園で人件費率が高い所では、非常勤でも時給3,000円でやっています。私どもは1,200、1,300円という世界ですから、就労時間が7時間であることや福利厚生の実をアピールしても、なかなか入ってくる人がいません。そういった現状をお知らせし、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

**○委員長** 指導検査体制の充実はもちろん必要ですが、これはサービスの質の確保を考えたものです。お金を直接入れるという支援だけではなく、経営支援といった一つ踏み込んだ形ができるかどうかぜひ検討していただきたいと思います。お金については無い袖は振れませんので、早め早めに察知できるようにし、事業者の方から大変な状況であることを相談しアドバイスを受けられるような体制も必要かもしれません。

**○委員** 6ページの「(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進 事業番号18」の4行目に、「国の制度の対象外となっている職員」とありますが、どのような方のことですか。

**○福祉部管理課長** こちらは、保育における、保育をする職員以外です。

**○委員長** 事務員等の保育士以外には給付されないということですか。特別養護老人ホームの介護士にはかなり加算が付くのですが、地域包括支援センターの職員には付きません。子ども家庭支援センターとまったく同じパターンです。

**○福祉部長** 今の話は我々も困っており、東京都や国を通じて処遇改善加算について話をしているところです。確かに介護職は施設において重要な役割を担っていますが、介護職を取り巻く職員もいなければ、施設としての運営はできません。そういった中で、職によって差を付けるのはいかなものかと都や国に申し出ていますが、都としては入れるところは介護職にのみで家賃助成があります。看護職は介護職に比べて給料がいいため不要だということです。引き続き区としては、施設を運営する上で必要な人材は介護職だけではなく、そういった方にもしっかりと処遇改善加算を付けていただきたいと申し入れをしたいと思います。

**○委員** 7ページの「(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実 事業番号 20」で、業務継続計画（BCP）の策定については「重点的に事業者にも周知、指導します」とありますが、私どもはそういった指導を受けたことがありません。「街かどケアカフェ」等の小

さい団体がコロナの時に相当苦勞されており、特に政府が不要不急の外出しないようにと言った際には、私たちは必要ではないのかといった意見も耳にしました。高齢者も障害を持つ方も事業の立ち上げ立ち直りができるような指導体制を含め考慮するという記載を入れていただきたいと思います。

○福祉部管理課長 御意見として承りたいと思います。重点的な指導として想定しているのは、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、保育サービス事業者のうち、区で指導検査を実施している事業者に対し、実地における指導や集団指導等を実施しており、そういった事業者に対して周知・指導していくと記載しています。

○委員長 それでは先に進みますが、〈取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する〉（8～9ページ）について、御意見御質問をいただきたいと思います。

○委員 災害時における個別支援体制をつくるために、名簿や行動パターンを前もって作り始めるということで、とても期待しています。いわゆる「助け」には誰が来るのかと気になっています。地域に根差しているとは言えない視覚障害者としては、誰とどのように連絡し合えばいいのかいまだにわかってないのですが、どうすればいいのでしょうか。

○福祉部管理課長 個別避難計画と避難行動要支援者名簿については、区では1月から名簿の全対象者に現況調査を行い、個別避難計画の作成を始めているところです。個別避難計画については、事前に誰とどこに避難するか決められる方については決めておいていただき、作成に対して支援が必要な方はケアマネジャーや相談支援専門員が支援する形で進めています。個別避難計画がない方は災害時どうやって避難するのかは、名簿に記載されている避難行動要支援者については、避難拠点要員が中心となりすべての方に安否確認を行い、必要に応じて避難支援を行います。避難拠点要員とは、区の職員や災害ボランティアや民生・児童委員が中心になっています。

○委員 日頃視覚障害者が生活の中で最も利用し共にしているのは、いわゆるガイドさんです。買い物も病院も散歩もガイドさんをお願いしており、ほとんどその人と動いているのに、違う人が助けに来るという話になっているようですが、その辺はどう考えればいいのでしょうか。

○福祉部管理課長 ガイドさんに避難支援を行ってほしいということであれば、そのように個別避難計画を作成し、災害時にはガイドさんと逃げるということは可能です。

○委員 ぜひ、同行援護の事業所との話し合いをしてほしいと思います。まったく話の中に出てきませんが、視覚障害者のほとんどが同行援護を利用していますので必ず必要な方たちです。

○福祉部管理課長 同行援護の事業者の説明をし、協力を求めていきたいと考えています。

○委員 「(2)福祉避難所の拡充 事業番号24」について、9月8日の第2日曜日に南大泉地区では避難拠点訓練を実施しますが、毎年矛盾を感じています。避難訓練の際、町会の役員や区の職員からは、基本は家にいてくださいと言われる。南大泉地区は住民の数が多いため仕方がないとは思いますが、避難場所である小学校の体育館は階段を上る2階建てです。車椅子に乗っている高齢者も障害者もおり、災害時にはとにかく助けるといった正義感を持った方も大勢いらっしゃいますが、福祉避難所は南大泉地区では本当に必要としていますので、一刻も早く検討し、9月8日には施設ができると提言していただけた

ら住民はとても安心しますので実現していただきたいです。

**○福祉部管理課長** 福祉避難所は区と福祉施設の協定に基づいて指定することになっており、区には現在49施設あります。今のところ、拠点は直接避難するという協定ではなく、まずは避難拠点に逃げ、避難生活の継続が困難な方については、近隣の施設との協議を行い、受け入れ可能であれば福祉避難所に受け入れていただくということになっています。今後は小さな事業所も含めて協定を結び増やしていきたいと考えています。また、8ページに51か所と記載されていますが、現時点では49か所で、3月末に51か所となる予定です。

**○副委員長** 福祉避難所の拡充は非常に重要です。福祉施設が福祉避難所をやっている場合は職員体制が整っていますが、公民館や老人福祉センター等を福祉避難所にした場合、災害時にそこにはスタッフがいないため、実質機能しないということが課題となっています。また、福祉避難所は、一般の避難所に行った後、そこでスクリーニングをしてから福祉避難所に行くということになります。大混乱の状態で、行政も非常勤職員が4割程度占めている状況で、常勤6割の職員で回そうとした時にスクリーニングができるのかという問題もあります。高齢者や体の不自由な人が一般避難所にやってきて、そこにはいられないと思えば半壊の家に帰ってしまうことが心配です。何とか福祉避難所にたどり着いてほしいと思います。

**○福祉部管理課長** 福祉避難所の種類について、一般の公民館等の施設の場合、避難してきた方に対応できる方がいないという問題が生じるということですが、区では通所介護施設や特別養護老人ホーム、障害者施設と協定を結び福祉避難所に指定しています。水害時については、今のところ練馬区では水が出る所が少ないため、介護者が一緒に避難し対応するようにお願いしています。国では福祉避難所に直接避難することを推奨していますが、福祉避難所と利用者とのマッチングの課題も出てくると考えています。そういったさまざまな課題について検討していきたいと思います。

**○委員長** 東日本大震災からもう13、4年ほど経ちますが、こういった課題はまだまだ改善されず、行政としては頭の痛いところです。どちらにしても、地域住民に理解や協力をいただきながら進めていくしかないのではないのでしょうか。行政職員が直接そこで采配することは現実的ではないため、そこをどうするか、まさに地域福祉計画の中で大変重要なポイントであると思います。

**○委員** 避難行動要支援者名簿には、現時点でどれくらいの方が登録されているのですか。

**○福祉部管理課長** 自動的に要介護3以上の方は登録されますが、それを含め、32,000人が登録されています。自動登録の方と、要介護3まではいかないけれど希望している方を合わせた数です。

**○委員** 32,000人という数が多いのか少ないのかはわかりません。8ページの取組項目3の説明で「練馬区社会福祉協議会と連携し、発災時のボランティア受け入れ体制を整えます」とありますが、実際に社会福祉協議会としては対応できると思いますか。

**○委員** 全部対応できるかというところ恐縮してしましますが、災害時には区との協定で災害ボランティアセンターを社会福祉協議会が運営することになっています。幅広いいろいろな所からボランティアが来ることを想定しながら訓練していますが、その時々ニーズに合わせてながら発信し呼び掛け、来ていただきたいと考えています。また、社会福祉協議会

は全国にありますので、連携しながら体制を整えていきたいと思っています。もちろん、区とも状況に合わせながら、必要なボランティアがいれば相談しながら対応していきます。

○委員 町内会でいろいろと活動していますが、災害が起きた時に一番大事なのは、地域の人間が集まり協力して、住民の安否を確認し合うことです。そういったことは、町内会では常々いろいろな活動の中でやっていますが、区でも力を入れ、町内会等にもっと支援していただきたいと思います。

○委員 「(1) 避難行動要支援者対策の推進 事業番号23」に個別避難計画についての記載があり、民生委員は避難行動要支援者名簿を持っていますが、個別避難計画は実際に今どれくらいの進捗ですか。

○福祉部管理課長 先ほど対象者が32,000人くらいと申しましたが、そのうち個別避難計画を作成したのは、令和6年5月31日時点で8,244人です。まだまだ作成が必要な方が大勢いらっしゃるため、声掛けをし、進めていかなければならないと考えています。

○委員 3ページの一覧表の「高齢者世帯の生活」について、練馬区には地域包括支援センターが27か所ありますが、すべてに生活支援コーディネーターが配置されたとあります。練馬区の65歳以上は165,000人おり、その3割の5万人がひとり暮らしです。また、8割が介護保険を受けていないそうです。ということは13万人ほどが元気高齢者であるということです。何とかその方々を、老人クラブのサークル活動にお誘いしたり、さまざまなイベントにご招待したりしていきたいと思います。これからも区の支援を受けながら、老人クラブの会員促進運動を基本に活動を進めていきたいと思います。

○委員 「(1) 避難行動要支援者対策の推進 事業番号23」に、「避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します」とありますが、現実はそのようではありませんね。名簿を民生委員として持っていますが、それは外部には出せません。避難拠点の長が決めることだとは思いますが、避難行動要支援者名簿や個別避難計画は開示されておらず、学校にはありますが、我々が行けない場合も想定できるわけですから、要員には重点的に取り組んでもらえるようにしてほしいと思います。

○福祉部管理課長 個別避難計画や避難行動要支援者名簿の取組が、避難拠点の要員に周知徹底されていないのではないかと御意見だと思います。それについては、福祉部管理課や危機管理室でも課題意識を持っており、取組をしっかりと説明するように、資料を作成し、準備を進めているところです。そういった御心配がないようにしていきたいと思います。

○委員 「(2) 福祉避難所の拡充 事業番号24」に「避難生活が困難な要介護高齢者や障害者」とありますが、対象者の線引きについて本人がわかっているのかどうか、あるいはどこの施設に行けばいいのかわかっているのかどうか、周知の方法はどうなっているのですか。

○福祉部管理課長 まずは避難拠点に避難していただき、避難拠点要員や本人の申し出を見て、避難生活が困難だと判断された場合、協定を結んでいる施設に対して福祉避難所としての受け入れをお願いするという流れになっていますので、自分が対象になるかどうかという心配は必要ないかと考えております。もちろん生活の継続が難しいということであれば、その場で要員に申し出ていただきたいと思います。

○委員長 議論は尽くし切れなと思いますので、御意見あればお手元の質問票に記入し、事務局までお願いします。今後は、次回の8月の会議で意見のまとめを作成し、その後区長への提言として提出し、区が素案を作成していくという流れになっているようですので、だいぶ中身は煮詰まってきた状況です。それでは次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回の日程は

8月29日（木）午後6時から 練馬区役所アトリウム地下 多目的会議室  
となります。

意見記入票に御意見がありましたら記入し、8月6日（火）までに事務局へ御提出ください。メールやファックスでもかまいません。

○委員長 本日の議題はこれで終了ということになります。それでは、閉会にあたり副委員長から一言お願いします。

○副委員長 今日の施策2を中心とした議論は、主に公的なサービスについてでした。今日は意見が出なかった、5ページの、住まいの確保支援の居住支援協議会関係において、高齢者の住まいの話は課題なのですが、これは民間の大家さんとの関係が強いため、施策1の住民との連携が大きいと思います。それがやはり地域福祉の重要なところになってくると思います。ですから、公的なサービスについても、孤立・孤独の観点からも、地域とのつながりは大きいといった議論がこれからされていくのかと思い聞いておりました。いい議論ができたと思います。

○委員長 それではこれで終了いたします。本日はありがとうございました。